

○おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 5 号

おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会規則  
(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置されたおだわら市民交流センター指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、おだわら市民交流センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第 3 条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市民部の職員

(2) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 6 条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

**第 7 条** 委員は、自己、配偶者又は 3 親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることはできない場合には、その議事に限り、第 4 条第 3 項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。  
その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の事務は、市民部地域政策課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。